

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄返還・請求権個別案件

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43693">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43693</a>

3 軍用地復元補償問題

秘  
無期限

沖縄土地問題について  
(復元補償問題研究会)

昭和45.5/4  
アメリカ局北米第一課

沖縄返還に伴う土地問題のうち、最も問題となるべきものの一つは、軍用地復元補償問題であるが、この問題に関し4月22日南方同胞援護会において研究会が開催されたので、その際関係者が述べた事実関係、意見等下記のとおり御参考まで(研究会出席者は次頁のとおり。)

なお、当日の研究会においては、司会者より「全くのフリー・ディスカッションとし、かつ、オフ・レコとしたい」と述べた経緯もあり、本記録の内容には、一部例外を除いて、特定個人の発言、意見を発言どおり記述することは避け、筆者の印象を総合的に記述するようにした。

従つて、本記録はなるべく部外にはグォートせず、問題点把握のための部内資料として取り扱うことといたしたい。

(4月22日沖縄軍用地復元補償問題研究会)

出席者

南方同胞援護会 大浜会長 (主権)  
" 吉田専務理事 (司会)  
" 和田総務課長  
林 修三 前内閣法制局長官  
入江啓四郎 成蹊大学教授  
真喜屋弁護士 (元琉球政府法務局長)  
金城弁護士 (夫)  
金城弁護士 (妻)  
比嘉 地主連合会会長  
砂川 地主連合会事務局長  
吉本 琉球政府東京事務所次長  
加藤 特連局参事官  
有地 アメリカ局北米第一課事務官

(注)当初出席を予定していた砂川琉球大学教授は同大学紛争のため出席できなくなつた由。

目 次	頁
1. 本問題の前提となる事項 ○○○○○○	1
(1) 3つの時点	
(イ) 1950年7月1日	
(ロ) 1952年4月28日	
(ハ) 1961年6月30日	
(2) 各時期別復元補償の取扱い	
2. 講和前補償の事実関係 ○○○○○○	6
3. 復元補償の問題点 ○○○○○○	9
(1) 契約時点の問題	
(2) 復元補償請求権発生時点の問題	
(3) 講和前補償中の復元補償との均衡の問題	
(4) 平和条約第19条(a)の問題	
4. 関係者の意見及び結論 ○○○○○○	17

1. 本問題の前提となる事項

(1) 3つの時点

(イ) 1950年7月1日

1952年11月1日付布令第91号「契約権」は軍用地占拠の根拠として、1950年7月1日に遡って賃貸借があつたものと擬制し、同日以降占有してきた土地所有者に対する補償金支払いを考慮する旨規定している。従つて沖縄においては、1950年6月30日までの米軍による土地占有の法的根拠はなく（陸戦の法規慣例に関する条約に求めることとなるべし）、1950年7月1日から賃借されたものとみなされている。

(ロ) 1952年4月28日 平和条約発効の日

(ハ) 1961年6月30日

米国による沖縄住民に対する講和前補償は、前記(ロ)の平和条約発効の時点以前のものにつき考慮することとなつてゐるが、本件に関する米琉合同委員会の会合は1961

年5月10日より同年12月29日まで  
わたつて開催され(その間の会合19回)、  
講和前補償中の復元補償については、19  
61年6月30日まで解放された軍用地  
を対象として補償が行なわれた。

(2) 各時期別復元補償の取扱い

- (1) 1950年7月1日以降に形質変更され  
たものについては、当初前記1.(1)(1)に述べ  
た布令91号「契約権」により、その後は  
1959年2月12日付布令20号「賃借  
権の取得について」に基づいて(後者は  
1959年1月26日施行され、前者は同  
日廃止された。)、賃貸借契約に基づく土  
地として取り扱われ、解放に際しては復元  
補償の措置が認められ、現在に至っている。

(注) 布令20号1.a 抜萃

合衆国は、琉球政府行政主席に対し、書  
面をもつて少なくとも60日前に予告し、  
かつ、この予告書を所轄登記所及び市町村

役所にも提出することにより、何時でもこ  
の賃借権を終了する権利を有する。。。。

権利終了予告書には、権利終了の日から  
少なくとも30日前に書面をもつて地主か  
ら琉球政府あてに復元要求の通知があれば、  
合衆国は賃借土地の復元にあつてなを  
すべきであるかを決定し、又は損害が生じ  
た場合にその復元に代えて支払うべき補償  
額を決定するために、琉球政府及び地主、  
その代行者又は権利承継人と折衝すべきこ  
とを明示するものとする。

(2) 1950年6月30日以前に形質変更さ  
れたもののうち、

(a) 1961年6月30日以前に解放されたも  
のについては、前記1.(1)(1)及び後述2.に  
記載のとおり、講和前補償の対象として  
措置された。

(b) 前記(a)以外のもの、すなわち、1961年  
7月1日以降解放されたものについては、

講和前補償の対象とならず(同補償算定期には未だ解放されていなかったため)、一方前記(イ)のごとく布令20号等の対象にもならないので(形質変更の時点において賃貸借の契約が存在していなかったため)、これまでなんらの措置もとられていない。現在沖縄で問題とされているのは、正にかかる軍用地に対する復元補償問題である。

(注1)最近の沖縄市町村軍用地地主会連合会の集計によれば、前記(イ)(b)は合計1,330件(地主数1,194人)、145,766坪であり、その補償要求額は947,290ドルに上っている(内訳別表参照)。

(注2)今後基地の整理により解放されるべき軍用地についても、1950年6月30日以前に形質変更されたものは同様の取扱いを受けることとなるので、前記(注1)の数字は今後も増大するものと予想される。沖縄側の説明によれば、前記(イ)及び(イ)(a)の合計

はせいぜい15~20%位であり、(イ)(b)は80~85%と大部分を占めている由である。

(イ) 復元補償の実態は、すべて金銭支払による補償措置である。けだし賃借地の返還に際しては、原状に回復して返還すべきところ、原状回復が不可能であるか、あるいは著しく不都合な場合復元補償問題が起るのであり、当該問題解決は、原状回復せざるための損害賠償という観点から処理されるものである。

従つて補償額は、当該土地が原状のままであつたと仮定した場合の評価額を超えることはありえず、その範囲内で決められる。また形質変更によつて当該土地の評価額が増大している場合には、請求権は認められないこととされている。

## 2. 講和前補償の事実関係

(1) 平和条約発効前の沖縄住民の損失補償について、米側は当初平和条約第19条によりその責任なしとして強く拒否する態度をとってきたが、1961年4月6日キャラウェイ高等弁務官は、本件に関する法的責任は否定しつつも、沖縄の施政権者として沖縄住民の福祉に対する関心から、本問題を好意的に検討する旨発表し、その補償要請額(当初約4300万ドル)については、米琉合同の講和前補償請求委員会において検討を行なうこととした。その結果、請求総額2,874,524ドルで同委員会の最終決定をみ、1962年10月16日高等弁務官は同金額の請求書に署名を了して、これをワシントンに送付した。

本件に関しては、その後米国議会において審議を重ねた結果、1965年10月27日合同決議(Joint Resolution PL89-296)が採択され、講和前補償のために2200万ドルの支出権限が与えられる旨決議された。その結

果大統領は翌1966年2月21日1966会計年度の追加予算に含め本件補償のために2104万ドルの支出承認を議会に要請し、本件を含めた対外援助法案は同年10月7日上下両院本会議で可決され、10月15日大統領の署名をえて成立した。

(2) 前記講和前補償は合計21項目にわたり、そのうち復元補償(Restoration of Lands)のためには25,871.87ドルが計上されている。

なお、その内訳としては、1965年7月28日米国下院外交委員会極東・太平洋小委員会の公聴会に提出された講和前補償請求委員会の報告書によれば次のとおりとなつている。

(イ) 西原飛行場区域	755,623ドル
(ロ) 1952年4月28日より前に解放された地区	
3,180,218.75坪	698,296.76
(ハ) 1952年4月28日以後1961年6月30日に解放された地区	
971,365.65坪	1,064,798.95
合 計	25,871.871 ドル

(前記1.及び2.に述べた前提事項及び事実関係は、研究会に出席の学者等の質問に答えつつ、沖縄関係者が答えたところを、その後当方にて記録を取調べた点も含めてとりまとめたものである。)

### 3. 復元補償の問題点

復元補償問題をめぐる事実関係は、前記1.及び2.のとおりであるが、この問題を端的に表現すると、1950年6月30日以前に形質変更された軍用地で1961年7月1日以降に解放されたもののみが復元補償を受けていないという衡平の観点に立つた問題である。

この点について現地沖縄では、あらゆる機会を促して米側に対する陳情に努めたが、従来の米側の回答は常に否定的であり、また本件に含まれる諸問題に関する米側の見解は必ずしも一貫していないというのが、現地沖縄住民の受けた印象のようである。

以下、復元補償問題につき、沖縄住民の立場、米側の見解等を含めつつ関係者の述べた問題点を分類、列挙すれば次のとおりである。

#### (1) 契約時点の問題

米側は1950年6月30日以前から使用している(または使用していた)軍用地については、前記1.(1)(イ)に述べたとおり布令第91



号「契約権」に基づき、すべて1950年7月1日に契約が成立したとの擬制をとっており、従つて1950年6月30日以前に行なわれた形質変更については、これを原状に回復する契約上の義務はないと主張している。

しかるに講和前補償においては、前記1.(1) (イ)末段に記載のとおり、1961年6月30日までに解放された軍用地につき、1950年6月30日以前に行なつた形質変更に対する復元補償を認めて措置している。この点につき米側は次のごとき見解を述べている由である。

(イ) 1950年6月30日以前に行なわれた形質変更に対する沖縄住民の請求権については、平和条約第19条(a)で米國は免責されている(この問題については後述(4)参照)。

(ロ) 講和前補償は「恩恵」として与えられたものであり、沖縄住民の請求権を認めた結果ではない。

(2) 復元補償請求権発生時点の問題

原状回復請求権は、(イ)当該物件に対する形質変更の時点で発生するものか、それとも(ロ)当該物件貸借契約終結の際発生するものかという問題があるところ、沖縄関係者の提起したこの質問に対する米側の回答は必ずしも明確でない由である。

(出席の学者より、一般には(ロ)とされているとの説明あり。)

なお、かつて米側当局者は、前記(イ)の時点で請求権が発生しているのではないかとあいまいにいつたことがあるが、これは講和前補償が1952年4月28日以前に発生した請求権を基礎として行なわれた事実を考慮したものと推定されている。

(3) 講和前補償中の復元補償との均衡の問題

1950年6月30日以前に形質変更された軍用地のうち、1961年6月30日以前に解放されたものが復元補償を受け、1961年7月1日以降解放されたものが同様の補償

を受けていないという事実は、沖縄関係者が主張するとおり確かに不均衡である。すなわち

(イ) 契約時点の問題について両者に差異はない。

(ロ) 復元補償請求権発生の時点について、

(a) 形質変更の際請求権が発生しているとするれば、この点についても両者に差異はない。

(b) 解放の際請求権が発生するとした場合、米側が一線を画した1961年6月30日には特に法的根拠はなく、前者が講和発効(1952年4月28日)以後解放の分まで含んでいることから、前者と後者の間に決定的な差異はない。

(ハ) 煎じつめると、両者の差異は単に軍用地解放の時点の差異しかなく、解放の時点は沖縄住民の意思と関係なく米側が一方的に決めたものである。

(4) 平和条約第19条(a)の問題

前記(1)(イ)に述べたとおり、米側は本件に関

する沖縄住民の要求に対し、結論的には平和条約第19条(a)を援用し、米側に責任なしとの態度をとっている。

本件自体は法律問題ではなく、均衡の観点に立つ政治的判断の問題であるが、日米両国にまたがり、双方にはね返り易い性質の問題であるだけに、今後沖縄返還実現までの過程において、沖縄現地関係者が平和条約第19条の問題を取り上げ、

(イ) 日本政府の見解を求めるとともに、

(ロ) 日本政府も米政府と同様に米側が同条に基づき責任なしとの見解であるならば、日本政府が本件に対する補償を考慮すべしと要求してくることも十分予想される。

(注) この問題につき林法制局長官は31年7月9日衆議院外務委員会において、「平和条約第19条にいう日本及び日本国民から沖縄が抜けるということはちよつといえないと考えるが、だからといって直ちに米政府の責任がなくなるということにはならない。米国に

は沖縄住民の福祉を十分に向上させる責任があるから、沖縄住民が補償をとりえないことによる困窮を救うべき責任があるのではないか」と答弁しているところ、当日の研究会においても林氏は、この答弁を想起しつつ同様の趣旨を説明していた。

これに対し現地関係者より「平和条約第19条の解釈についてかつて外務省と大蔵省の間に見解の相違があつたように聞いているが」と前置きして、次の2つの質問を提起した。

(イ) 昭和31年7月12日の衆議院外務、内閣、法務連合審査会における当時の下田条約局長の「沖縄の請求権は返還時にあらためて考えたい。いずれにせよ機械的に19条(a)項だけで処理するのはいけないと思う」との答弁は、外務省部内でも19条が沖縄に適用されるかどうかについて異論があつたことを示すものではないか。

(ロ) 1957年当時大蔵省主計局長が琉球政府行政主席の照会に対して、南方連絡事務

局を通じて平和条約第19条a項の「日本国領域」には沖縄が含まれていないと解する旨の見解を示したと伝えられるが、これは大蔵省の公式見解と考えてよいのか。

前記質問の(イ)については、林前法制局長官より、「下田局長答弁は、19条が沖縄に適用されないとの趣旨ではなく、施政権者としての米国の責任ということもあるので、19条だけで解決できるものではないという意味であり、本質的に自分(林長官)の答弁と同じ趣旨である」との説明があつた。

次いで前記質問の(ロ)について、吉田南方同胞援護会専務理事より、「自分は当時南方連絡事務局にいて(第一課長)、本件を直接担当したのでよく記憶しているが、主計局長見解は、当時米側が平和条約19条による免責を主張したのに対し、琉球政府側でこれを反駁したいとの要望があつたので、「このような考え方もありうる」として示されたものであり、大蔵省の公式見解ということではなか

つたと記憶する」旨説明した。

(後刻当方で当時のファイル調べたところ、前記見解は、昭和32年8月23日付大蔵省主計局長発総理府南方連絡事務局長あて公信の形で示されている。)

#### 4. 関係者の意見及び結論

前記3.のとおり復元補償の問題点につき話合つた結果、林、入江両氏が個人的意見として述べた結論は、次のとおり要約される。

- (1) 本件は法律問題として解決できる性質のものではない。
- (2) 本件は講和前補償との均衡の観点から、今後沖縄返還までの間に、講和前補償の際の取扱いと同様の措置をとるよう、さらに米側に要求すべきである。

ただし、講和前補償は、受領の際これで終りとする旨の念書を米琉間で取り交わしているので、講和前補償の追加として要求することは困難であり、新たな措置を考慮してもらいたいということになる。

- (3) 米側がどうしても要求に応じない場合、日米両政府間の交渉事項としてお願いするということになるが、その際は、たとえば沖縄返還に際し買い取るべき米国資産の代金から差引く等、返還協定交渉においてなんらかの措置を考慮して貰うよう働きかけてはいかかと考える。

1961年7月1日以降解放地の復元未補償調査集計表

(沖縄市町村軍用地地主会連合会)

市町村名	リスト名	地主数	筆数	坪数	補償要求額	請求の有無	解放年月日
伊江村	ENG 257	73	86	4,609	21,379.38	あり	1965.4.15
	DT 273	1	1	55	255.75	なし	1965.4.15
	(小計)	74	87	4,664	21,635.13		
美里村	DT 451	253	293	19,973	66,270.74	なし	1963.12.31
	ENG 183	16	16	5,723.90	27,645.72	"	1965.2.15
	DT 448	42	46	5,520	43,570.40	あり	1965.8.15
	ENG 263	66	73	13,618	62,496.76	"	1965.8.15
	ENG 722	298	304	45,312	351,684.27	"	1965.8.15
	ENG 231	15	15	570	2,355.19	なし	1966.4.15
	DT 254	1	1	20	28.60	"	1966.4.15
	ENG 183	121	137	13,739	218,243.05	あり	1966.6.30
	DT 222	2	2	93	1,537.29	"	1966.6.30
	(小計)	814	887	104,568.90	773,832.02		
勝連村	ENG 779	12	13	401	1,619.02	あり	1967.6.30
	DT 464	1	1	46	196.88	なし	1967.6.30
	(小計)	13	14	447	1,815.90		

市町村名	リスト名	地主数	筆数	坪数	補償要求額	請求の有無	解放年月日
具志川市	ENG 208	7	7	1,858	12,712.49	なし	1964.6.30
	ENG 207	4	4	549	2,190.51	あり	1965.8.31
	(小計)	11	11	2,407	14,903		
コザ市	DT 451	3	4	412	2,155.96	なし	1963.12.31
	(小計)	3	4	412	2,155.96		
読谷村	ENG 250	26	26	3,549	29,507.24	あり	1965.4.15
	DT 269	2	2	355	1,006.97	"	1965.4.15
	(小計)	28	28	3,904	30,514.21		
北谷村	ENG 325	12	12	1,288	3,602.85	あり	1964.6.30
	ENG 175	6	6	612	2,493.55	"	1964.7.15
	DT 214	1	1	48	136.80	"	1964.7.15
	(小計)	19	19	1,948	6,233.20		
北中城村	ENG 335	10	12	244	1,049.59	なし	1963.6.30
	ENG 381	2	2	10	36.15	"	1963.6.30
	ENG 823	8	8	236	988.42	"	1964.8.30
	DT 478	5	5	246	1,002.72	"	1964.8.30

市町村名	リスト №	地主数	筆数	坪数	補償要求額	請求の有無	解放年月日
北中城村	ENG 381	4	5	196	1,361.67	なし	1965.3.31
	ENG 454	6	7	283	1,381.30	"	1965.6.30
	DT 390	1	1	76	325.28	"	1966.6.30
	ENG 818	4	5	312	383.68	"	1966.2.28
	DT 477	1	1	18	77.04	"	1966.2.28
	DT 461	5	5	86	49.02	"	1966.2.28
	ENG 768	8	12	1,947	2,879.13	"	1966.2.28
	(小計)	54	63	3,654	9,454		
宜野湾市	ENG 422	8	9	2,274	12,739.06	なし	1961.9.10
	ENG 269	33	55	6,086	16,612.32	"	1964.8.15
	ENG 699	4	4	387	3,073.57	"	1964.8.15
	ENG 163	40	48	7,108	24,230.69	"	1964.8.15
	ENG 761	9	14	850	4,277.96	"	1965.5.31
	ENG 720	5	11	1,008	4,906.56	"	1965.8.31
	DT 447	3	3	978	5,237.16	"	1965.8.31
	(小計)	102	144	18,691	73,077.32		

市町村名	リスト係	地主数	筆数	坪数	補償要求額	請求の有無	解放年月日
玉城村	ENG 372	51	55	991	4,900.61	あり	1965.7.31
	ENG 293	7	7	1,820	9,705.62	"	1966.6.30
	ENG 315	1	1	43	184.04	"	1966.6.30
	(小計)	59	63	2,854	14,790.27		
佐敷村	ENG 322	17	10	2,629	1,035.20	あり	1962.8.31
	(小計)	17	10	2,629	1,035.20		
合	計	1,194	1,330	145,766.90	947,290.25		



現在復元補償請求中のもの(1969年6月30日以降解放)

沖縄市町村軍用地地主会連合会

市町村名	解放年月日	地主数	筆数	坪数	相当補償請求額	補償請求額
上本部村	1969.6.30	150	480	97,760	3.10	303,957.72
本部町	"	74	175	34,472	1.70	61,442.42
伊江村	1970.6.30	500	1,955	705,750	2.49	1,760,679.
北谷村	"	10	10	1,990.00	4.30	8,568.
読谷村	1970.7.10	270	731	197,569.03	5.12	1,012,124.85
美里村	"	120	401	98,378.	2.74	269,957.32
糸満町	1970.7.30	20	35	10,240	4.37	44,817.
計		1,144	3,787	1,146,159.03	3.02	2,461,546.31

秘密表示(未印)

部数指示	発信用	執務用	備考
主 信	2	1	
付	30本		
既			

発送日 昭和45年7月 9日  
 処理 井  
 発信 井 タイプ 検査

文書課長 (印) 公 信 案 (分類)

公信番号 米北/台 第 1965号 公信日付 昭和 45年 7月 9日

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	起案 昭和45年 7月 8日 起案者 電話番号 446
---	-------------------------------	--------------------------------

協議先

受信者 法務省 民事局長  
防衛施設庁 次長

発信者 アメリカ局長

写送付先 (希望発送日) 月 日

件名 軍用地内題に因り資料送付に付

GA-2 外務省 9-130 回覧番号

\* 秘密標準(赤色)

米北/台 第 1965号  
 昭和45年7月 9日

外務省アメリカ局長

(件名) 軍用地内題に因り資料送付に付

引用公・電信 日付・番号

今般 沖縄復帰準備委員会 日本国  
 政府代表部、沖縄県町村軍用地地主会  
 連合会が作成した資料「軍用地復元  
 補償の問題点」を送付紙1枚のみ、  
 別添1部送付1本。

\* 付属添付 付属空便(行)  付属空便(DP)  付属船便(貨)  付属船便(郵)

GA-2-1 外務省

(※印は文書課記入)

付付、本資料の内容は、本年4月  
 上京1名、本記連合会関係者も務務  
 也。1970年3月付 同名の資料と同  
 一の如く扱ふことあり。念のため  
 申し添へた。

本(信達4号) 次訪名政務局長  
 附信施設局長

在冲绳米军用地

合計 51,191 坪

内 36,834 坪 (72%)

50年7月1日以前に取得

約 59.60% (約 21,900 坪)

14,357 坪 (28%)

50年7月1日以後に取得

約 45% (約 6,400 坪)

注 総計 (軍用地全体の)  $(72\% \times 60\% =) 43.2\%$  以下

命令 20号 a 適用先米軍用地に相当する

とす。

45.10.8. DE 陸軍省

(本文 24x36mm 印刷紙印字)

極 秘  
無 期 限  
部 の 内 号

条約局長	アメリカ局長
参事官	参事官
条約課長	北米才一課長
法規課長	安全保障課長

1920 閣外  
2/27 閣外

在沖縄米軍用地復元補償問題

45.10.12  
米北一(有地)

目次

1. 在沖縄米軍用地形質変更の現状..... 3頁

2. 復元補償要求の処理方法..... 7頁  
注. 復元補償要求処理の事例..... 8頁

3. 復元補償額の算定基準..... 12頁

4. 参考事項..... 18頁

GA-5

外務省

米北一(有地)の二七

1. 概しおき

沖縄返還に伴う米請取反内題の主要項目として挙げらるる米軍用地復元補償内題について、今般10月1日より6日米、条約局法規課 鈴木事務官及び北米才一課 有地が、大蔵省主計局法規課 事務官と共に沖縄に出発し、現地調査の結果については、別途条約局に於いて取り纏められた報告書に記載したものとありである。その後有地が現地に残留し、主として米軍 DE (地区工兵隊) 新垣土地管理課長等と話し、事実関係等について補足的に現地調査したところ、次のとおり御報告を。

GA-6

北米才一課 外務省

秘  
無期限

昭和45年10月19日

在沖繩米軍用地復元補償問題

アメリカ局北米第一課

目次

は し が き	頁
1. 在沖繩米軍用地形質変更の実状	1
2. 復元補償要求の処理方法	4
復元補償要求処理の実例	5
3. 復元補償額の算定基準	7
4. 参考事項	10

は し が き

沖縄返還に伴う対米請求権問題の主要項目として挙げられる米軍用地復元補償問題について、今般10月1日より6日まで、条約局法規課鈴木及び北米第一課有地両事務官が、大蔵省主計局法規課事務官とともに沖縄に出張し、現地調査せる結果については、別途条約局においてとりまとめた報告書に記載されているとおりであるが、その後有地事務官が現地に残留し、主として米軍DE(地区工兵隊)及び琉球政府新垣土地業務課長等に対し、事実関係等につき補足的に照会調査したところ、次のとおり御参考まで。

昭和45年10月19日

アメリカ局北米第一課長

1. 在沖縄米軍用地形質変更の実状

10月8日在沖縄米軍DE(地区工兵隊 - District Engineer)のMr. Vincent (Acting Chief of Real Estate Division.)及びMr. Santos (Chief of Acquisition Branch)の説明によれば、在沖縄米軍用地に対する形質変更の実状は次のとおり。なお、Mr. Santosは在沖20年に及び、米軍用地問題の生字引といわれている。

- (1) 現在沖縄の軍用地は5,191エーカーで、そのうち(イ)1950年6月30日以前に取得されたものは36,834エーカー(72%)、(ロ)1950年7月1日以後に取得されたものは残余の14,357エーカー(28%)である。
- (2) これら軍用地のうち、(イ)については約60%が、(ロ)については約45%が、それぞれなんらかの形で形質変更されている。形質変更の内容は区々であるが、必ずしもdamageを意味するとは限らず、improvementもあることはいうまでもない。

(注1) 原状回復という観点からすれば、すべての形質変更は damage であり、improvement がそれとして count されるのは、話し合いが成立し、地主がこれを積極的に活用することとなつた場合に限られる。

(注2) 上記説明によれば、布令20号の適用を受けない形質変更は、全軍用地の  $7.2\% \times 60\% = 4.32\%$  以下ということになり、従来巷間伝えられていた85ないし90%という数字を相当下廻ることになる。

(3) D E は在沖軍用地の形質変更につきほとんど完全ともいふべき記録を保有している。ただし、D E の記録は軍用地の各筆単位ではなく、各construction毎に作成されている。従つて特定軍用地につきその形質変更の時期、内容を調査することは、場合により時間を要するが、記録を仔細に洗えばすべて明らかにされる状況になつている。

(4) 1例として、那覇軍港の海没地1万坪について記録をみると、excavationはすでに19

45年に始めており、1947年に construction 及び dredging を行なつていたので、海没という形質変更は明らかに1950年6月30日以前に行なわれている。

(注3) 琉球政府の資料によれば、那覇港湾地域の滅失地は次のとおりであり、同政府土地業務課が地主連合会に照会したところ、ある地主は同地域の形質変更は1957年であつたと主張している由である。  
、那覇港湾地域の滅失地

住吉町/丁目	82筆	5,749.86坪
垣花町/丁目	12	2,328.66
〃 3丁目	2	278.30
通堂町/丁目	1	315.90
非細分土地	1	219.200
合計	98筆	10,864.72坪
非細分土地を 除く民有地合計	97筆	8,672.72坪

(注) 前記98筆は1カ所に固まつている。



## 2. 復元補償要求の処理方法

(1) 琉球政府法務局新垣土地業務課長等の説明によれば、軍用地解放及び復元補償の処理の事実関係は次のとおり。

(イ) 軍用地を解放する場合、米側は原則として解放日の60日前に解放の予告を琉球政府に対して行なり。

(ロ) 前記予告には、地主側が復元補償の請求を行なり場合、解放後30日以内に請求書を提出すべき旨述べるのが通例である。請求書は、市町村長より行政主席を経由して高等弁務官あてに送付される建前となっている。

(ハ) 復元補償の請求が行なわれた場合、請求書提出後米側の指定する日に、琉球政府、市町村、D E、地主の四者が立会つて現地調査を行なり。

(ニ) 前記(3)の現地調査の結果に基づき、米側(D E)は復元補償額を査定し、高等弁務官より行政主席に対して査定の内容を通告する。

## (2) 復元補償要求処理の実例

琉球政府法務局土地業務課は、請求者(地主)ないし市町村と高等弁務官府との間の復元補償請求事案の取次ぎ、転達に当たつていたので、たまたま同課において処理中の案件を瞥見する機会をえ、そのうち次の3件につき当方の参考まで写しを入手した。なお、地主が作成すべき復元補償請求書のフォームは別添1のとおり。

(イ) 中城村字久場の軍用地に関する復元補償請求事案(別添2)

1969年12月2日付で賃借権終了予告を出された本件軍用地については、1970年1月12日付をもつて行政主席より高等弁務官に対し、復元補償請求(請求者108名、筆数322、坪数33583、請求額201,139ドル)を行なつたところ、1970年5月5日付をもつて、民政府法務局より行政主席に対し、10450ドルの補償を行なりべき旨及び関係地主(2人)はす

でこれに同意せる旨の回答を行なっている。

(ロ) 上本部村における軍用地に対する復元補償請求事案(別添3)

1969年5月29日付をもつて上本部村長より行政主席に送付した本件補償請求に対しては、1970年6月23日付をもつて米側より、1950年7月1日以降当該地において米側はなんらの工事も行なっていないとして、却下する旨の回答を行なっている。

(ハ) 伊江村における軍用地に対する復元補償請求事案(別添4)

前記(イ)はきわめて部分的ながら復元補償を認めた事例であり、(ロ)は却下された事例であるが、本件事例(ハ)は、米側の回答が未だ発出されていないものである。

1970年6月9日付をもつて行政主席より高等弁務官に送付した本件補償請求事案(被害筆数1955、被害面積705,750

坪、請求額1,770,536.50ドル)は、請求規模も大きく、また、前記両事案に比し請求理由等の説明が緻密に記載されているので、ここに一例として抽出したものである。

3. 復元補償額の算定基準

- (1) 1960年1月22日付講和発効前補償獲得期成会発行の「対日平和条約発効前における沖縄の損害補償に対する提案」は、復元補償要求額の算定方法について次のとおり記述している。

「0 算定方法

N. 解放地の復元(滅失地を含む)

- (a) 復元に要する経費を補償要求額とする場合

(資材費+労力費+運搬費+その他の経費)×復元を要する面積×物価指数=補償要求額

三 傍類似の地価を上廻る場合は地価相当額(注4)を要求額とする。

- (b) 滅失地の補償

近傍類似の地価×滅失面積×物価指数=補償要求額

(注4) 地価相当額金額を付与することは当該地を買い取るのと同じことになり、地主の不当利得となる可能性がある。従つて、ここにいう「地価相当額」は、原状における地価を控除した差額を意味するものと解される。

琉球政府の説明によれば、前述の復元補償要求額算定方法は、当時琉米間で合意したものであるので、これを要するに、復元補償額算定の基準は、(イ)復元工事費を原則とし、たとえば復元が著しく困難で、強いて工事費を計算すれば近傍類似の地価を上廻るとき場合は、(ロ)地価計算によることとなる。

(2) 前記(ロ)の地価計算について、琉球政府側は、「当該地の(形質変更されたままの)地価の見積額」と「当該地を若し形質変更しなかつたと仮定した場合の推定地価の見積額」との差額であると説明していた。

しかし、D E の説明を求めたところ、必ずしもかかる考え方を肯定せず、たとえば賃借

地の隣接地に高速道路が建設された場合、当該地の価値は事実上高騰しており、形質変更前の当該地の地価よりも現在の形質変更後の地価の方が上廻っていると認められるので、かかる軍用地についての復元補償は考慮しえないと述べていた。

琉政側とD E 側の地価計算に対する説明の相異は、当該軍用地の地価評価額について、琉政側は近傍の地価がいかに高騰しているより、形質変更していないと仮定した場合の、いわば「さら地」の推定地価が復元補償の対象となると考えているのに対し、D E 側は、(イ)借上げ当時の地価と(ロ)現在の状態における地価が問題であり、たとえ形質変更による価値下落があつても、(ロ)が(イ)よりも高価である場合は復元補償は問題にならないとしている点である。(かかる考え方をつめて行くと、道路網の整備、住宅地区の拡大等により沖縄の地価はかなり高騰していると思われるので、地価計算に基づく復元補償はほとんど考えられ

なくなる。)

いずれにせよ、D E側も、たとえばコンクリートが打ち込んであるといったような局部的、かつ、単純な形質変更については、地価に関係なく復元のための工事費を支払うのが原則であり、従来もそのように実施している旨、及び前記地価計算は復元困難な場合についてのみ適用される考え方であつて、従来の処理も大部分は工事費によつてきた旨述べていた。

(3) 地価算定の基準について、D Eははつきりした基準というものはなにもないと述べていたが、琉球政府の説明によれば、従来の例に倣するに、D Eは(イ)農作物価格、(ロ)収益、(ハ)地区土地建物取扱業者の鑑定、(ニ)固定資産税課税標準額等の諸要素を勘案して決定しているとみられる由であつた。

#### 4. その他参考事項

(1) D Eにおいては、当方より「復元補償問題について若干の一般的質問を行ないたい」と

切り出したところ、先方は、当方が具体的質問を行なう前に、「1950年6月30日以前の形質変更について、米側は平和条約第19条によつて免責されている」と述べた。これは米側関係者があらゆる機会に、前記米側の立場を日本側関係者に対して説明するよう、訓令を受けているのではないかと感知させられた。

(2) 琉球政府は、当方の質問及び資料要求に対しきわめて好意的であり、沖縄返還交渉において、終局的には日本政府に全面的に依存せざるをえないと考えているごとき態度がうかがわれた。

(3) 1958年開催された琉米土地会談において、復元補償については米、琉、地主の三者間で解決することが決定されているので、1950年6月30日以前の形質変更については、布令第20号に基づく補償の余地はないとしても、上記会談の合意に基づき今後三者間で決めるべきであると主張する余地はあ

るのではないかとする説が一部にある(注5)。

(注5) 大蔵省法規課事務官は、1950年6月30日以前の形質変更に関する原状回復の費用支払いにつき、講和前補償とのバランス論のみでは十分説得力がないのではないかと、琉米土地会談の合意を根拠にして米側の支払義務を指摘する可能性を検討していた。

よつて念のため琉球政府保存の同会談記録につき調査したところ、1958年10月13日の第4回合同土地会談の共同声明(関係部分の和英両文テキスト以下のとおり)にみる限り、米側は原状回復義務をあくまでも賃借権設定との関連において取上げており、同共同声明にいう「当初の状態」も「賃借権設定時の状態」であつて、米側が当時賃借権を設定する以前にまでさかのぼつて本件を解決する意向を示したものは解釈されえない。さらに現行布令20号の復元補償規定は、まさに本件琉米間合意を法制化したものであり、

これを離れて、なお今後実現されるべき内容が上記合意中に残されていると考えることは困難である。

1958年10月13日

第4回合同土地会談の共同声明  
(復元補償関係部分抜粋)

同会談において、土地復元に関する委員会の建議を承認した。土地を当初の状態に復元し、またはその代りに損害補償を支払うべき合衆国の債務は、合衆国が賃借権を終結するとき、合衆国、琉球政府及び土地所有者の間において公正、かつ、適当な方法で解決される。

(当該部分の英文次のとおり。)

Joint Statement

Fourth Joint Land Conference,  
Naha, Okinawa -- October 13, 1958

The conference approved the committee's recommendation on land restoration. The obligation by the U.S. for restoring land to its original condition, or to pay damages in place of restoration, will be settled upon

a fair and adequate basis between the U.S.,  
the GRI and the landowner, at the time the  
leasehold is terminated by the U.S.

(4) なお、今回琉球政府から入手した本件関係  
下記資料を御参考まで御高覧に供する。

(i) 1959年琉球政府行政主席官房情報課  
編集「軍用土地問題の経緯」(別添5)

(ii) 1969年2月沖縄市町村軍用土地委員  
会連合会編集「米軍使用土地の返還に伴う  
復元補償関係資料」(別添6)

(後注) 別添1～別添6省略

(北米第一課に保管中)

米軍施設  
の復元補償  
の件

アメリカ局長  
参事官  
条約課長  
法規課長  
北米課長  
秘 無期限

米軍施設とて提供しうる  
民有地の復元補償について  
(本土の43処理根拠) (45.10.20 半導)

1. 地位協定が4条によつて、米軍は施設  
区域を返還するに当つては、その施設  
区域の米軍に提供された当時の状態  
(= 修復) 又は回復の対して日本側は  
補償の義務を負ふことになつてゐる。

2. したがつて、施設片は、民有地と米軍施設と  
して提供する場合、町界地と土地取得  
契約を締結するに當り、下記事項を  
おいて復元補償を約してゐる。(追つてある)  
「契約終了の際、建築物等はその現状の持  
用(土地提供者)に返還し、甲は乙(施設片)  
に吾領書と提出する。  
前項の場合において、乙は甲の現状  
回復の請求があつた時は、現状回復に  
要する費用を返還時の価格を以て甲に  
甲に補償する。以下...

① 結局として、米軍に提供された土地は、米軍に返還される。如何に米軍が土地を保持し、如何に米軍が土地を返還する。

3. 補償の方法としては、  
1. 施設片自身の現状回復 (建築物の場合)  
2. 所有地を現状回復補償金と見做す。  
3. 二つが並ぶ場合、大部分の場合は2.の方法と見做す。  
4. 補償額の算定基準は、別添の「防衛施設片町界法令集」-「返還土地損失補償額算定基準(825頁)等に規定してゐる。施設片(施設補償金)において同規準を以て case by case に算定する。2.の陪償額が算定基準に適用される。

### ○返還土地損失補償額算定基準

返還土地損失補償額算定基準を次のように定める。  
昭和36年8月4日

調達規第33号

返還土地損失補償額算定基準  
返還土地損失補償額算定基準(昭和33年調達規第29号)の全部を改正する。  
(趣旨)

第1条 この基準は、駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償等要綱(昭和27年7月4日閣議了解)第32条の規定による土地の返還に伴う損失補償額の算定の基準について定めるものとする。

(宅地の原状回復)

第2条 使用開始時において宅地であつた土地を原状に回復する場合には、次の各号に掲げるもののうち必要な作業に要する材料費、労務費、機械器具損料、運搬費および諸経費の合計額(以下「材料費等の合計額」という。)を原状回復費とする。

- 一 構築物等の取りこわし
- 二 穴、溝等の埋めどし
- 三 砂、砂利等の被覆物の除去
- 四 雑物の除去
- 五 前各号に掲げるもののほか、宅地の原状回復に必要な作業

(農地の原形復旧)

第3条 使用開始時において農地であつた土地を原形に復旧する場合には、次の各号に掲げるもののうち必要な作業に要する材料費等の合計額を原形復旧費とする。

- 一 構築物等の取りこわし
- 二 穴、溝等の埋めどし
- 三 砂、砂利等の被覆物の除去
- 四 客土
- 五 雑草刈払い
- 六 荒起し
- 七 雑物の除去
- 八 碎土
- 九 前各号に掲げるもののほか、農地の原形復旧に必要な作業

(農地の地力回復)

第4条 前条の原形復旧工事を実施してもなお農地の生産力が低下する場合には、当該農地の使用開始時の状態に地力を回復するため特に必要とする肥料につき、次の算式により計算して得た額を実状に応じ地力回復費として前条の原形復旧費に加算することができる。

$$X = (m' - m)U_1 + (P' - P)U_2 + CU_3 + W$$

X : 地力回復費

m' : 使用開始時の状態に地力を回復するまでの期間(以下「地力回復期間」という。)に必要とする堆肥の量

m : 地力回復期間に近傍類似の農地において通常必要とする堆肥の量

U<sub>1</sub> : 堆肥の単価

P' : 地力回復期間に必要とする磷酸肥料の量

P : 地力回復期間に近傍類似の農地において通常必要とする磷酸肥料の量

U<sub>2</sub> : 磷酸肥料の単価

C : 炭酸カルシウムの必要量

U<sub>3</sub> : 炭酸カルシウムの単価

W : (m' - m)(P' - P) および C の投入に要する労務費、機械器具損料、

運搬費および諸経費の合計額

(農作物の減収)

第5条 地力回復期間に農作物の減収が生ずる場合には、賃借料算定の基礎となつた当該農地の1年間の租収入額を基準として、次の各号に掲げる範囲内の減収額をそれぞれの実状に応じ第3条の原形復旧費に加算することができる。

- 一 ほとんどが作土が移動していない場合には、年間租収入額の100分の20以下
- 二 ほとんど作土が移動していないが、被覆され、または展圧されている場合には年間租収入額の100分の45以下
- 三 作土が相当移動しており、原形復旧工事により作土として耕作すべき部分に従来の作土より不良な土壌が混入している場合には、年間租収入額の100分の80以下
- 四 作土がほとんど失われており、客土によつて農地を造成する場合でその客土が使用開始時における土壌より不良なときは、年間租収入額の100分の125以下
- 五 作土がほとんど失われ、その状態のまま農地を造成する場合には、年間租収入額の100分の180以下

(山林の原形復旧)

第6条 使用開始時において山林であつた土地を原形に復旧する場合には、次の各号に掲げるもののうち必要な作業に要する材料費等の合計額を原形復旧費とする。

- 一 構築物等の取りこわし



- 二 穴、溝等の埋めどし
- 三 砂、砂利等の被覆物の除去
- 四 荒起しおよび砕土（重車両の通行路、道路敷地等硬化した部分に限る。）
- 五 雑物の除去
- 六 前各号に掲げるもののほか、山林の原形復旧に必要な作業

（山林生産力の低下）

第7条 前条の原形復旧工事を実施してもなお山林の生産力が低下する場合には、1伐期間に期待される収益を次の算式により計算して得た額を前条の原形復旧費に加算することができる。

$$X = \frac{A - A'}{(1 + P)^n}$$

X：損失額

A：当該土地の使用開始時の状態で使用開始時の樹種を植栽した場合の伐期における収入

A'：当該土地に返還後使用開始時の樹種を植栽した場合の伐期における収入

P：還元利率（年6分とする。）

n：地方慣行の伐採林令

2 前項の規定による計算にあたり、算出の基礎となる収入については、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 使用開始時の樹種を植栽した場合の伐期における収入は、当該土地に適する林分収獲表（以下「収獲表」という。）によること。
- 二 返還後減収が認められるにもかかわらず返還後の伐期における収入が不明の場合には、収獲表における使用開始時の地位の直近下位におけるものを返還後の伐期における収入と推定すること。
- 三 前号の場合において使用開始時の地位が収獲表の最下位であるときは、使用開始時の収入の100分の80を、返還後の収入と推定すること。

（山林の生産力喪失）

第8条 射撃、砲撃、爆撃その他火薬類の使用により岩盤が露出し、またはブルドーザ等により表土がはぐりされる等山林の生産力が失われ、かつ、原状回復することが著しく困難な場合または原状回復することが適当でない場合には、自然に生産力が回復するまでの期間に期待されるべき収益を、次の算式により計算して得た額を損失額とする。

$$X = \frac{R}{(1 + P)^n} + \frac{R}{(1 + P)^{2n}} + \frac{R}{(1 + P)^{3n}} + \dots + \frac{R}{(1 + P)^{an}}$$

X：損失額

R：（伐期における純収入）＝（伐期における主伐収入）＋（間伐収入の伐期における元利合計額）－（造林費および管理費の伐期における元利合計額）

a：自然に生産力が回復するまでの年数

n：地方慣行の伐採林令

P：還元利率（年6分とする。）

2 前項の規定による計算は、使用開始時の樹種につき算定するものとし、使用開始時の樹種が多数ある場合には、主たる樹種のそれぞれにつき算定し、分布率により加重平均するものとする。ただし、使用期間中台木の補償を行なっている場合には、重復分を控除する。

（放牧地、採草地または原野の原形復旧）

第9条 使用開始時において放牧地、採草地または原野であつた土地を原形に復旧する場合には、次の各号に掲げるもののうち必要な作業に要する材料費等の合計額を原形復旧費とする。

- 一 構築物の取りこわし
- 二 穴、溝等の埋めどし
- 三 砂、砂利等の被覆物の除去
- 四 荒起しおよび砕土（重車両の通行路、道路敷地等硬化した部分に限る。）
- 五 雑物の除去
- 六 前各号に掲げるもののほか、放牧地、採草地または原野の原形復旧に必要な作業

（放牧地または採草地の牧草導入）

第10条 使用開始時において肥培管理する放牧地または採草地であつた土地について、返還後牧草の導入を要する場合には、その牧草の導入に係る材料費等の合計額（材料費には、牧草種子および肥料を含む。）を実状に応じ前条の原形復旧費に加算することができる。

（その他の土地の原形復旧）

第11条 使用開始時において、公園、ゴルフ場、競技用施設、営業用野積場等第2条、第3条、第6条および第9条に掲げた土地以外の土地を原形に復旧する場合には、それぞれ原形復旧に必要な作業に要する材料費等の合計額を原形復旧費とする。

（評価算定の基礎）

第12条 評価算定の基礎については、原則として、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 材料費は、一般市場価格によるものとし、統制額またはそれに準ずるものがある場合にはそれによること。
- 二 労務賃金は、評価時期に適用される「一般職種別賃金を定める告示」（昭和22年12月27日労働省告示第8号）別紙一般職種別賃金基本日額表（同表に掲げられてい

ない職業については、同告示第4号の規定により労働大臣が決定した一般職種別賃金の基本額)によること。

三 機械器具損料は、調達庁不動産部長が別に定めるところによる。

四 運搬費は、陸運局長が認可した「事業区域を定める貨物自動車運送事業運賃料金」によること。

五 諸経費および歩掛りは、返還財産の処理に関する規定に定めるところによること。

(関係機関等の意見)

第13条 調達局長は、第4条、第5条、第7条および第8条の規定の適用にあたっては、国または地方公共団体の関係機関、篤農家等の意見を徴さなければならない。

(地目を変更した場合の措置)

第14条 第3条から第11条の規定にかかわらず、使用開始時において農地等であつた土地を、近傍の発展その他の理由により賃貸中公簿の地目を宅地に変更したものについては、近傍の宅地の状態を考慮し、その復旧に要する費用を第2条の規定を準用して算定した額をもつて原状回復費とする。

(本庁協議)

第15条 調達局長は、特殊異例にわたるものの処理については、調達庁長官に協議しなければならない。

2 調達局長は、前項に定めるもののほか調達庁不動産部長が個別に指定する事案の処理については、調達庁不動産部長に協議しなければならない。

附 則

この調達規は、昭和36年8月4日から施行する。

アメリカ局長  
参事官  
北米第一課長

(赤色) 秘密標記

第 229 号  
昭和 46 年 4 月 28 日

外務大臣 殿

準備委代表事務所  
在 高瀬 代

(件名)  
民政府土地裁判所に付する軍用地復元補償請求

引用公・電信  
日付・番号

4月26日 沖縄市町村軍用地地主会連合  
会は、米民政府土地裁判所に付し、米軍から  
開放された軍用地の計 5 箇野津市関係約 81,500

付添添付  付添空便(行)  付添空便(DP)  付添船便(貨)  付添船便(郵)

本信送付先:  
本信写送付先:  
配付先:

GA-3-1 在外公館

DANA MOJIF

要処理

事務官

渉外調査

航空

科学協力

連絡調整

調査

力十分

局庶務

46.4.30

平方メートルに於て総計 196,660 ドルを請求する  
復元補償請求新願書を提出した。同新願  
書は、今次請求に際し次の 4 点を列挙して米國  
の補償義務を主張している。

- 1) 平和条約第 19 条は、復元補償請求権  
を放棄したものでない。
- 2) 復元補償請求権は、形質変更の時  
期に關係なく、<sup>当該軍用地が</sup>解放された時に発生する。
- 3) 布令第 20 号 1a は、同法の制限を加え  
るに反し、復元補償請求権を認めている。
- 4) 1964 年に米國議会は可決した「補  
償法」は、1950 年 6 月 30 日以前に形質  
変更された土地についても復元補償請求  
を認めており、これら地主達の衡平上、  
本件地主達に對しては復元補償請求権が

GA-4 外務省

其認如左者心預以而為。...

東田地地之合連合會...

關係資料別添送付...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

復元補償新額 總括表 (真野灣市)

1977年4月26日

小字	字	名	地丈數	解放年月日	地丈數	補償總額	呼數	掌數
新城(西原、新田等)	野苗(俵地系、知念系)	新城(前田等)	21	1962.6.30	21	29,420	4,152	27
野苗(知念系)	普久間(前田等)	野苗(知念系、前田等)	21	"	21	15,205	3,141	24
新城(新田等、前田等)	野苗(俵地系、俵地系)	普久間(普田等、前田等、東原)	30	1964.8.15	30	45,090	6,279	44
野依(春日地系)	普久間(東原)	野依(春日地系)	37	"	37	72,845	8,384	51
真野灣(春日地系)	長田(春日地系)	真野灣(春日地系)	12	"	12	2,370	442	12
野苗(知念系)		野苗(知念系)	2	"	2	475	115	3
野地泊(決系、西原)		野地泊(決系、西原)	7	1964.5.31	7	4,365	333	11
野地泊(普久間)	真志喜(春日系、真志喜)	野地泊(普久間)	15	1964.8.31	15	6,375	930	17
野地泊(西原、野地泊等)		野地泊(西原、野地泊等)	4	1969.10.31	4	1,905	381	4
真志喜(春日系)		真志喜(春日系)	1	1967.12.31	1	2,080	209	2
			158		158	246,660	34,678	294

奥野 憲 策 244号

1964年 7月13日

琉球政府行政主席

大 田 政 作 殿

宜野湾市長

仲 村 春 勝

軍用地の解放に伴う復元補償  
議状書提出について

首題について 1960年5月26日付の總務省契約書 EN9  
269 及び 1959年12月17日 EN9 163 1960年9月1日 EN19  
381、1963年4月4日 EN9 644号の解放に伴う復元補償の請  
求が別紙の通り提出されておりますので、よろしく御取  
り計へ下さるようお願い致します。

米国民政府

APD 48

1944年 8月3日

HCRL - LL

首 題 : 復元補償請求に關して

宛 先 : 行政王第

上記首題に關する1944年7月22日付貴省

疏法士才此の号生受理決定に付通知に付す。

最終決定に付此の次才同請求の処置に關して  
通知に付す。

高等事務官に候り

總務部長

斎藤 十中佐

米国民政府  
APO 48

HERI-LL

1964年9月22日

首題：復元補償の請求について

打て：行政主席

1. 1964年8月15日付で米国民政府から地主に  
解放された土地 69筆の復元補償を要求する  
解放された土地 55人から1964年7月22日の補  
償請求書と副本第243号に対して、次のごり回答  
書です。

2. 69筆の内 68筆は普天間航空隊  
(MCAF)として知られる海軍施設から解放され  
たものであり、残り1筆の長田の地主が復元補償を要  
求している。普天間は長田の95坪だけ5号塊  
537坪であるが、この隙地の地下5-7メートル  
線と普天間の通信線の部分として、米国民政府  
が貸借した貸借契約 DA92-328 EN9-381の改正  
10にP1. 1964年8月15日付で解放されたが、  
66坪は陸軍通信隊用地の部分として、また貸借  
して、3。



3. 貴政府、宜野湾事務所、2/18番地の地主及び米  
國の代表者達が合同で、案地調査も行つたこと  
を、解放された29坪の上地は、損害を蒙つてい  
たことなどが分つた。今これは、甘藷が栽培され  
てゐる。2/18番地の部分に埋設されたパイプが  
此は、米國陸軍通信隊に降り放棄されたパイプのた  
米國政府は、その損害を認めさせた。また、  
加へること体持つた。このパイプが、  
沖泉根々パイプの管から請求のあった2/18番地  
の53パイプの管に對しては、かかる補償を  
支払われぬことだつた。

4. 6/8筆の上地にかかる残り1の管を補償請求  
を、現在調査中である。調査が終了次第、この賠  
償請求の処理について、貴政府に通知する。

5. 上記のことは、宜野湾市長及び関係地主に貴政府  
から通知して貰つた。

民政官に代り

総務部長

ジョー M. マルチ

法士第50号

1965年1月20日

宜野湾市長 様へ

法務局長 名

解放地に対する復元補償請求に関する件

1964年7月13日付の宜財米244号で貴職より提出された  
首題の241-7002 民政府より別紙字の通り回答が  
なされた通知を承知いたしました。

左記各関係者は貴職よりその旨伝達願いたす。

朱子民政部

HERI-11

1965年11月13日

首題：復元補償請求110...  
長：行政主席

1. 1964年8月15日付付で解放された土地69筆の復元補償を要求した直野湾市内の地主55人本号の補償請求書を递達した。1964年9月22日付付 貴書簡 琉法土-243号に就いて返答した。

2. 本件は調査は 貴政府は 直野湾市の代表と合同して完了した。調査の結果、近頃項で述べらるる5筆を除き請求書にあげられた土地の損害は1950年9月1日前に起るたことと合算された。本号は之の期間内は、之は、了りた政府は 法律上の責任を負った。實際に1950年9月1日以後に損害を受けた5筆は次の通りである。

- 3. 宇佐真下8番地の所有者は、政府において解放された同一畑地271坪の中、8坪は経済的存続をためた使用をすることを申請して申し立てられたが、朱子代表は、このことは同意して、その後にこの土地の部分を解放した。1964年9月15日には通知して取消された。
- 4. 直野湾市長の請求者には以上を通知して正式に決定した。

民政官代理

行政官

二一四 A 子一ノ大尉

1961年7月1日以前解放地復元米補償率計表

1970年7月30日現在

市町村名	戸数	地主数	年数	坪数	補償要求額	
伊江村	7	574	2,042	710,414	1,782,314.13	
上本部村	1	150	480	97,760	303,957.72	
本郷町	1	74	175	34,472	47,442.42	0
美里村	11	934	1,288	202,946.90	1,042,789.34	
花谷村	4	29	29	3,938.00	14,801.20	
鏡谷村	3	297	759	201,473.03	1,042,639.06	
踏込村	2	13	14	447	1,815.90	
東川市	2	11	11	2,407	14,903.00	
1 ↑ 市	1	3	4	412	2,155.96	
北中城村	11	54	63	3,654	9,454.00	
五所村	3	59	63	2,854	14,790.27	
佐敷村	1	17	10	2,629	1,035.20	
宇麻町	1	20	35	10,240	44,817.00	0
合計	48	2,235	4,973	1,273,646.93	844,337,915.20	

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

秘密標記(赤色)

米子 米子  
糸原 糸原 (通本)

第 322 号  
昭和 46 年 6 月 3 日

外務大臣 殿

準備委代表事務所  
高瀬 代



(件名)

地主連合会による軍用地開放に伴う  
復元補償等申請について

引用公・電信  
日付・番号

4月30日付往電第460号

標記に關し、沖縄市町村軍用地地主連合会

より別添要請書が提出され左記の通り

左記、同文要請書は貴大臣及び本使館の

もの外、次の方(方面)に提出する予定の由である。

付属添付  付属空便(行)  付属空便(DP)  付属船便(貨)  付属船便(郵)

本信送付先:

本信写送付先:

省内写配布希望先:

GA-3-1

01469

在外公館

衆議院議長、参議院議長、総務庁長官、  
長官、防衛庁長官、防衛施設庁長官、沖縄地方  
対策庁沖縄事務局長。

GA-4

外務省 2

- 要理
- 首席事務官
- 務
- 沖繩
- 海外調査
- 漁業
- 航空
- 科学協力
- 連絡調整
- 調査
- カナダ
- 局庶務



解放地の復元補償並びに関係地主の保護措置  
要請について

在沖米軍は、一九六一年七月から一九七一年一月までに三、〇九五、九〇七坪の軍用地を解放した。これらの軍用地解放は、市町村の解放要望に依って行なわれたものではなく、「不要地」として一方的に解放されたものであり、解放地に対する復元補償等関係住民の損害補償は、なされないままになつてゐる。

こうした状況の中で、米軍は、去る四月二十二日と三十日、上本部村・上本部飛行場をはじめ、具志川市、宜野座村、石川市など十五市町村に關係する一、五二八、九〇〇坪におよぶ大規模の軍用地を来る六月三十日付で解放することを予告、またもや「補償なき軍用地解放」を実施しようとしており、関係住民を困惑させてゐる。

市町村の地域開発に寄与する軍用地の解放並びに整理縮小は、関係地主はもとより、地域市町村の発展の立場からも歓迎すべきことであるが、米軍が講和条約十九条をタテに沖繩住民の対米請求権を認めず、従つて、土地の復元補償の法的補償責任を拒否してゐる現状のままでの一方的な軍用地解放は、地主の財産権並びに生活権の侵害に違つるものであり、大きな社会問題である。

つまり、沖繩の軍用地の大部分は、占領後まもなく収用され、講和発効以前において、恒久的な諸基地建設のため、肥沃の農地がコンクリートやアスファルト等で敷き詰められたり、土砂が採取されたりして地形は見る影もなく変更されて今日に至つてゐる。米軍は、一九五〇年七月一日前から継続使用してゐる軍用地で、一九六一年六月三十日まで解放されたものについては、恩惠的措施の形で補償してゐるが、一九六一年七月一日以後解放された土地、並びに将来解放される土地についても補償責任を拒否してゐるばかりか、何らの救済措置も講じられていないのである。

解放軍用地は、土地の損壊が大きく、地形も著しく変更されており、所有区分も困難であるため今後の利用計画が立てられない状況にあるほか、ほとんどの軍用地地主の重要な生活源であつた賃賃料はすでに絶たれ、新たに約二十三万ドルも打ち切られようとしており、地主の生活権が極度におびやかされてゐる。

よつて、われわれは、地主の生活と財産を守るため、日米琉政府の責任において次の事項の実現を期して貰うべく強く要請するものである。

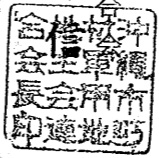
一 復元補償の早期解決を図ること。

二 解放地の利用計画を市町村及び関係地主と連繫の上、早急に策定しその実現を図ること。

- 三 解放地から収益が生ずるまでの期間、賃貸料相当額を保障すること。
- 四 解放地内の未補償地上物件について早急に補償すること。
- 五 解放地の地籍調査を早急に実施確定すること。

一九七一年五月二五日

沖繩市町村軍用地地主会連  
会長 比嘉貞



外務大臣  
愛知 桃一

殿